

議事録（職員の勤務労働条件について）

【大阪市職員労働組合住吉区役所支部との団体交渉】

日 時 令和 2 年 1 月 24 日 11 時 00 分から 11 時 20 分

出席者 (所属) 総務課長、総務課担当係長

(支部) 支部長代行、書記長

(所属 1)

現在、住吉区において鳩やカラスへの不当な餌やり行為が問題化しており、大阪市では昨年 12 月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正したところである。今後、この条例に基づき不適切な餌やり行為に対し指導、勧告等を行う必要があり、不適切な餌やり行為が行われる時間にあわせて巡回（午前 3 時から午前 11 時 30 分）を行うこととしているが、現状では住吉区役所にこの時間帯の勤務区分が設定されていないため、新たに令和 2 年 1 月 24 日より「勤務時間 3：00～11：30（休憩時間 7：00～7：45）」の勤務区分の設定を考えている。

勤務が深夜からとなることから、職員の負担が少しでも軽減できるような体制で実施してまいるので、よろしくお願ひする。

(支部 1)

所属から、勤務時間の割振り変更について提案があり、区役所の役割から対応の必要性については否定するものではないが、提案内容に関する事項についていくつか確認をしておきたい。

まず、①電車が運行していない時間帯の出勤となるが、通勤方法についてどのように考えているか。また②現場で事故等が発生した場合等の緊急時の連絡体制の整備。③割振り変更を行った勤務時間中の休憩場所。④当該職員が勤務（今回提案の勤務区分）を終えて退庁した後の当該職場での業務執行体制。⑤一定期間経過後の検証について。

(所属 2)

支部からの確認事項について、説明する。

①公共交通機関を利用できない時間帯となることから、特に日曜日等についてはタクシーの利用等を含め、本人の状況等も確認しながら対応していく。②夜間でも連絡が取れるように複数名による緊急連絡体制を整えている。③当然のことながら、通常勤務と同様に区役所等の場所においてしっかりと休憩時間を取得する必要があると認識しており、勤務する職員にも徹底を図って行く。④当該部署のみならず所属全体としてフォローが必要と考えている。⑤状況等を確認のうえ必要があれば対応する。

(支部 2)

支部からの指摘について、所属から一定理解できる回答があったので、今回の勤務時間の変更に係わる提案について了解する。

なお、今後、状況が変わり、提案内容に変更が生じる場合は、誠意をもって対応することを求めておく。